



平成 29 年 1 月 24 日

各 位

会社名 株式会社 キャンドゥ  
代表者名 代表取締役社長 城 戸 一 弥  
(コード番号 2698 東証一部)  
問合せ先 常務取締役 古 山 利 之  
TEL (03)5331-5124

### 株式報酬型ストック・オプション制度の導入に関するお知らせ

平成 29 年 1 月 24 日開催の当社取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する報酬として株式報酬型ストック・オプション制度の導入に関する議案を、平成 29 年 2 月 24 日開催予定の第 23 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 株式報酬型ストック・オプションを導入する理由

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対し、業績のみならずそれに伴う市場での評価を株主の皆様と共有し、中長期的な企業価値の向上に向けたインセンティブを高めることを目的とした報酬制度を構築するため、従来のストック・オプション制度を廃止し、新たに当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を発行するものです。

#### 2. 株式報酬型ストック・オプションを導入するために付議する議案の内容

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する役員賞与を含む報酬等の額は、平成 28 年 2 月 25 日開催の第 22 回定時株主総会において年額 150,000 千円以内（うち社外取締役 10,000 千円以内、ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、別枠でストック・オプション報酬額として年額 40,000 千円と承認いただいております。

この度、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対し、業績のみならずそれに伴う市場での評価を株主の皆様と共有し、中長期的な企業価値の向上に向けたインセンティブを高めることを目的とした報酬制度を構築するため、平成 23 年 2 月 25 日開催の第 17 回定時株主総会において承認をいただいた従来のストック・オプション制度を廃止し、新たに行使価額を 1 円とする株式報酬型ストック・オプション制度を導入いたします。

また、この株式報酬型ストック・オプション制度の導入に伴い、ストック・オプションとしての新株予約権に係る取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の報酬等の額を年額 50,000 千円以内に改定いたします。

なお、本新株予約権の具体的な内容は、以下のとおりです。

#### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 1 個当たり 100 株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）後、当社が普通株式

につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社

の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は750個を上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日を2年経過した日の翌日から2年以内とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の行使時において当社又は当社子会社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

以上